

日本ドーピング防止規律パネル決定

本競技者氏名： 内海新悟

競技種目： ボディビル

2013-002 事件につき、日本ドーピング防止規律パネルは、当該事件の聴聞パネルの決定に基づき、下記のように決定する。

平成 25 年 9 月 19 日

日本ドーピング防止規律パネル

委員長 浅見 俊雄

浅見俊雄



2013-002 事件 聴聞パネル決定

日本ドーピング防止規程（以下「本規程」という。）8.3.2 項に従って日本ドーピング防止規律パネル委員長により指名された以下の各委員により構成される標記事件の聴聞パネルは、平成 25 年 9 月 19 日に開催された聴聞会の結果に基づき、本事件に関して、下記のとおり決定する。

平成 25 年 9 月 19 日

山内 貴博 山内 貴博

村山 正博 村山 正博

塚越 克己 塚越 克己

記

[決 定]

- ・ 本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 本規程 9 条及び本規程 10.1.1 項に従い、競技大会（平成 25 年 8 月 11 日・第 40 回男子東北・北海道ボディビル選手権大会）における各競技結果は失効する。
- ・ 本規定 10.2 項及び本規程 10.9.2 項に従い、平成 25 年 8 月 30 日から 2 年間の資格停止とする。

〔理 由〕

- ・ 平成 25 年 8 月 11 日に実施された競技大会（第 40 回男子東北・北海道ボディビル選手権大会）検査で検出されたクレンプテロールは、2013 年禁止表国際基準（以下「禁止表」という。）における「S1.2. その他の蛋白同化薬」として禁止物質とされるため、同物質は、本規程 2.1 項に定める「禁止物質」に該当する。これに対して本競技者は B 検体についての分析を要求せず、また、暫定聴聞会及び聴聞会において、上記検出結果及びそこに至る手続過程に関して争わなかった。
- ・ そこで、本件においては、本競技者について本規程 2.1 項の違反が認められる。
- ・ 例外的事情を理由とする資格停止期間の取消又は短縮について定める本規程 10.5 項の適用の可能性を検討する。公益財団法人日本アンチ・ドーピング機構（JADA）、本競技者本人及び競技団体関係者の証言並びに提出された説明文書によれば、以下の各事実が認められる。
 - (1) 本競技者は、過去にドーピング検査を受けたことはない。
 - (2) 本年 1 月ころより不眠、激しい倦怠感といった体調の異常を感じ、かかりつけの医師から処方を受けた睡眠薬等を服用していたが、トレーニングや減量を控え休養すること、他院での精密検査を勧められたことから、通院を中断した。
 - (3) 本年 5 月ころより、息苦しさや胸の痛みを感じる症状が出始めたため、インターネットで検索した結果、「ストレスによる交感神経の緊張が続くことで気管支が収縮し息苦しくなる症状が出る」と理解し、同サイトが勧めていた海外薬の個人輸入サイトを通じて、気管支を緩める薬として、スピロペント（塩酸クレンプテロール）0.02mg を購入し、服用した。購入の際に、上記スピロペントに有効成分として塩酸クレンプテロールが含有されていることは認識したが、クレンプテロールが禁止物質であることは認識していなかった（このことを認識したのは今回のドーピング検査の直前である。）。)
 - (4) 本年 7 月中旬から下旬、大会が近づくにつれ、息苦しさや胸の痛みを感じる症状が再発したため、上記スピロペントを数日間服用した。
- ・ 以上のとおり、本競技者は、禁止物質を含有する医薬品を意図的に服用したものであり、医薬品を海外から安易に個人輸入したこと、医薬品の有効成分を認識したにもかかわらず同物質が禁止物質であるか否かを確認しなかった点に、重大な過失が認められる。したがって、本件につき本規程 10.5.1 項または同 10.5.2 項による資格停止期間の取消又は短縮を認めることはできない。
- ・ そして、今回の違反が 1 回目の違反であることから、本規程 10.2 項に従い、2 年間の資格停止とするのが相当である。
- ・ 本件では、本競技者に対し、平成 25 年 8 月 30 日の通知以来、本決定に至るまで、本規程 7.6.1 項に基づく暫定的資格停止が課されている（かかる暫定的資格停止に関しては平成 25 年 9 月 19 日に暫定聴聞会が開催されている。）。したがって、本規程 10.9.2 項により、資格停止期間の開始日は平成 25 年 8 月 30 日とする。

以上より、上記の決定をするに至った。

以 上